

## IHC2026 実行委員会規程

### (目 的)

**第1条** 一般社団法人園芸学会は、2026年に第32回国際園芸学会議（The 32nd International Horticultural Congress 2026, IHC2026）を国立京都国際会館において開催するために、定款第60条および細則第27条に基づき、IHC2026実行委員会（以下「本委員会」とする）を置く。

### (組 織)

**第2条** 本委員会は、委員長、副委員長、財務部長、事務局長および委員長により委嘱される委員で構成される。

- 2 委員長、副委員長、財務部長および事務局長は、園芸学会長が指名する。委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは欠けたときは副委員長がその職務を代行する。
- 4 委員長または園芸学会長が必要と認めた場合には、委員会に委員以外のものも参加することができる。

### (任 期)

**第3条** 本規程が承認された日をもって、委員会の設立とする。第1条の目的が達成された日をもって、委員会を解散する。各委員の任期は、各委員が委嘱された日を開始とし、本委員会が終了した日、または委員長が必要と認めた日を終了とする。

- 2 委員の再任については、これを妨げない。

### (活動内容)

**第4条** 本委員会は、IHC2026開催のために必要な以下の項目について、それぞれ責任者を配して検討する。

- (1) 国際
- (2) 財務・スポンサー対応
- (3) プログラム
- (4) 会場設営・懇親会
- (5) 見学
- (6) 広報・WEB
- (7) 出版 (Acta Horticulturae)
- (8) ダイバーシティ推進
- (9) 若手推進
- (10) 顧問委員会
- (11) 事務局

### (開 催)

**第5条** 本委員会は、園芸学会春季大会および秋季大会に合わせて年2回開催する。必要に応じて臨時委員会を開催する。臨時委員会の参集範囲は、委員長が決定する。

**(事務局)**

**第6条** 本委員会の事務局は中西印刷株式会社内（〒602-8048 京都市上京区下立売小川東入西大路町146番地）におき、事務局長は議事録の整備と理事会への報告、その他本委員会に関する事務を行う。

**(規程の改正)**

**第7条** 本規程の改正は、委員会の議を経て、理事会の承認を受けなければならない。

## 付 則

**(実施期日)**

本規程は、令和4年5月21日から実施する。